

第7章 中央区重層的支援体制整備事業実施計画

1 実施計画策定の背景・目的

8050問題やダブルケアなど、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しています。制度の狭間や社会的孤立といった課題も顕在化してきており、加えて新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、生活困窮者の増加や外出機会の減少に伴う孤立・孤独もより一層深刻な課題となっています。

こうした中、複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的支援体制の構築に向け、国において令和3(2021)年4月に「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

本区においては、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり合う「地域共生社会」の実現を目指し、「中央区保健医療福祉計画 2020」において包括的相談支援体制の構築を進めており、重層的支援体制整備事業の令和6年度実施を見据え、令和3(2021)年度より重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施してきました。

本区における既存の取組を活かしながら、重層的支援体制整備事業を実施するとともに、本事業の効果的・円滑な実施を進めるため重層的支援体制整備事業実施計画を策定します。

2 計画の位置付け・期間・検討体制

(1) 計画の位置付け

- 本実施計画は、社会福祉法第106条の5に基づき、策定するものです。

(2) 計画の期間

- 本計画の期間は、「中央区保健医療福祉計画 2020」の計画後期期間と連動させ、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とします。

(3) 検討体制

- 包括的支援体制の整備及び重層的支援体制整備事業については、学識経験者をはじめ、民生・児童委員や区相談支援機関などの福祉・教育関係団体、町会・自治会代表者、区職員により構成され、「中央区保健医療福祉計画推進委員会設置要綱」の10条に基づき設置される「地域福祉専門部会」にて検討・審議を行いました。

3 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築を具体化するための手法の一つであり、「①相談支援」、「②参加支援」、「③地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業です。

本事業では、相談者の属性を問わず包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化した課題については、各支援機関の連携により支援を行います。あわせて、自ら支援につながる方が難しい方や必要な支援が届いていない方にはアウトリーチ等により本人との関係性の構築に向けた伴走型支援を行うほか、支援が必要な方のニーズを丁寧に聞き取り、社会とのつながりづくりを行う参加支援や地域住民同士の顔の見える関係性を構築するための地域づくりに向けた支援を行います。これらの支援が相互に重なり合いながら、課題を抱えた方に寄り添い、伴走する支援体制を構築することで、地域共生社会の実現を目指します。なお、事業の実施にあたっては、3つの支援を柱に、社会福祉法第 106 条の4に基づいた以下の5つの事業を一体的に実施します。

重層的支援体制整備事業の実施にあたっての考え方の整理

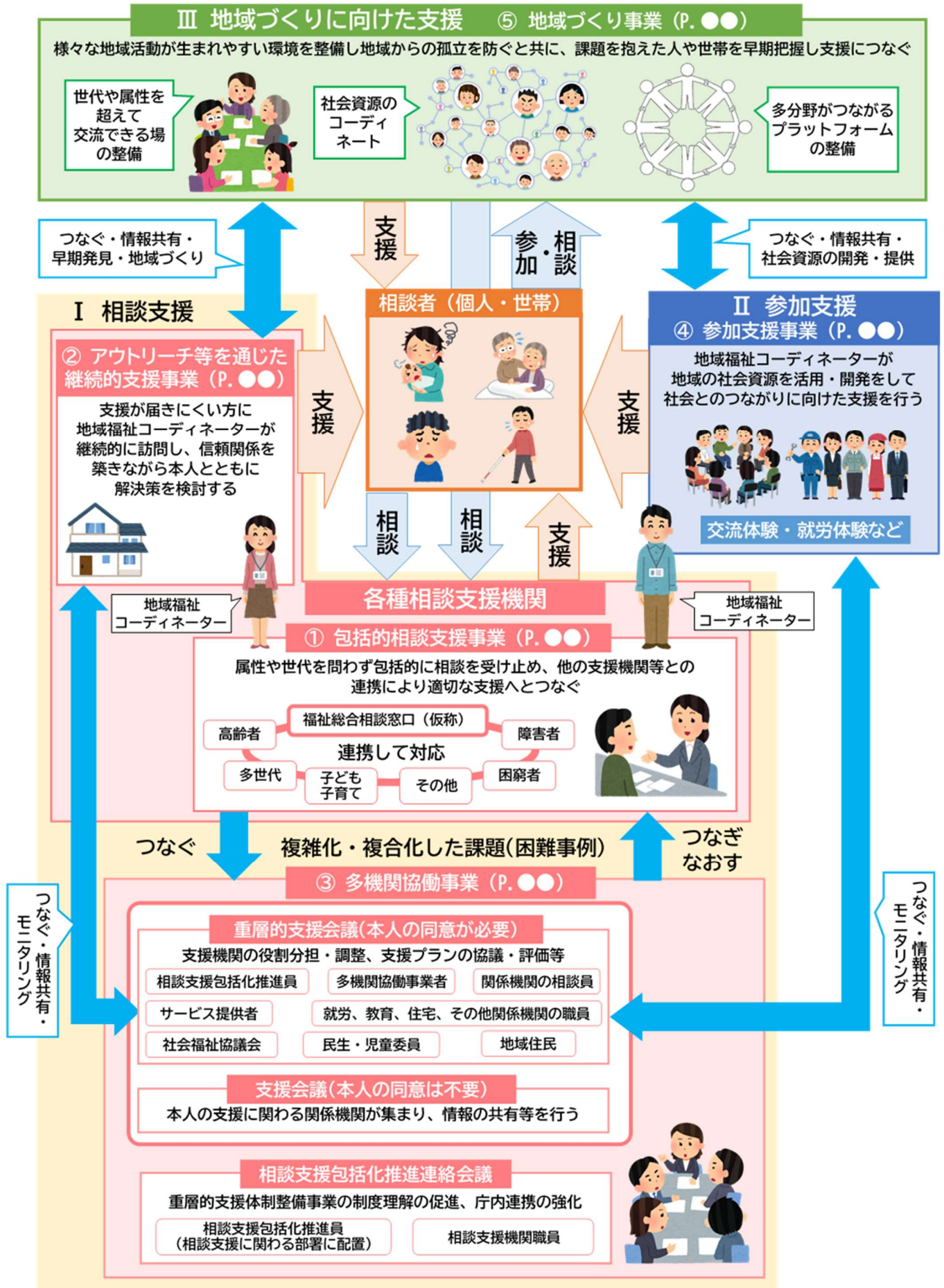
【めざす姿・社会】
地域共生社会

【実現に向けた体制】
包括的な支援体制

【体制構築の手段・事業】
重層的支援体制
整備事業

3つの支援	5つの事業
I 相談支援	①包括的相談支援事業
	②アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
	③多機関協働事業
II 参加支援	④参加支援事業
III 地域づくりに向けた支援	⑤地域づくり事業

中央区における重層的支援体制整備事業の全体像



4 重層的支援体制整備事業の実施体制

(1) 相談支援

① 包括的相談支援事業

【目的・概要】

包括的相談支援事業は、高齢・障害・子ども・生活困窮等、各分野の相談窓口において、本人や世帯の属性、世代を問わず包括的に相談を受け止め、他の支援機関等との連携により、適切な支援へとつなぐ事業です。なお、各相談窓口で受けた相談のうち、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えており、支援機関の役割分担等が必要な事例については、「③多機関協働事業」へとつなぎます。

本区では、各分野の相談窓口において包括的に相談を受け止め、それぞれが専門性を生かしながら支援機関との連携等により支援を行うとともに、どこに相談したら良いか分からない方等の相談を包括的に受け止める「福祉総合相談窓口(仮称)」を設置し、区全体で断らない相談支援体制の構築を目指していきます。

【実施体制】

対象分野	事業名	内容		
高齢者	地域包括支援センターの運営	高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者に関する専門的な知識を持った社会福祉士・主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)・保健師・認知症地域支援推進員等が、介護保険やひとり暮らしの不安など、様々な相談に応じ、適切な支援を行っています。		
	相談支援機関名(相談窓口)	設置箇所数	運営形態	所管課
	・京橋おとしより相談センター ・日本橋おとしより相談センター ・人形町おとしより相談センター ・月島おとしより相談センター ・勝どきおとしより相談センター ・晴海おとしより相談センター(仮称)	6	委託	介護保険課

対象分野	事業名	内容		
障害者	障害者相談支援事業	障害の種別や年齢に関わらず、区内の障害者(児)とその家族の様々な相談に対応しています。		
	相談支援機関名(相談窓口)	設置箇所数	運営形態	所管課
	・基幹相談支援センター	1	委託	福祉センター

対象分野	事業名	内容		
子ども	利用者支援事業(母子保健型)	保健師や母子保健コーディネーターが妊産婦の状況を継続的に把握し、支援が必要な場合は関係機関と連携しながら妊娠期から子育て期にわたる様々な相談に応じています。		
	相談支援機関名(相談窓口)	設置箇所数	運営形態	所管課
	・保健所健康推進課 ・日本橋保健センター ・月島保健センター ・晴海保健センター(仮称)	4	直営	健康推進課 日本橋保健センター 月島保健センター 晴海保健センター(仮称)

対象分野	事業名	内容		
生活困窮者 ／誰でも	自立相談支援事業	相談者本人や世帯の属性、世代を問わず、福祉に関するさまざまな困りごとの相談を受け、自立相談支援機関としての支援を行うほか、必要に応じて関係機関と連携しながら、課題解決に向けて相談者への継続的な伴走型支援を行います。		
	相談支援機関名(相談窓口)	設置箇所数	運営形態	所管課
	・福祉総合相談窓口(仮称)	1	委託	生活支援課

**福祉総合相談窓口(仮称)の
コラム等**

② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

【目的・概要】

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、ひきこもり状態にある等、必要な支援が届いていない方や自ら支援を求めることが難しい方に支援を届けるため、本人との継続的なつながりづくりに向けた支援を行う事業です。

本区では、地域福祉コーディネーターが、本人宅への訪問等を行う「アウトリーチ(伴走型支援)」を継続して実施し、本人との信頼関係を構築するほか、本人の希望を踏まえた課題の解決策や支援について共に検討を行うとともに、住民に身近な地域において、コミュニティカフェや福祉相談会を開催し、潜在的な課題を抱えた方の早期発見につなげます。

【実施体制】

事業名	実施主体	運営形態	所管課
地域福祉コーディネーター事業	中央区社会福祉協議会	委託	管理課

③ 多機関協働事業（支援プランの策定）

【目的・概要】

多機関協働事業は、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例に対し、課題の把握や支援に関わる相談支援機関の役割分担、支援方針の整理等を行う全体の調整機能を担う事業です。

本区では、各相談窓口や「福祉総合相談窓口(仮称)」からつながれた、支援機関の役割分担等が必要な複雑化・複合化した支援ニーズを抱える事例について、重層的支援会議等の活用により、事例の情報共有や課題整理、支援機関の役割分担、支援プランの協議等を行います。

あわせて、各相談支援機関の連携強化を図るため、相談支援包括化推進連絡会議の開催により、相談支援機関間の顔の見える関係づくりを行います。

【実施体制】

事業名	内容	実施主体	運営形態	所管課
相談支援包括化推進員の配置	区役所の相談支援を行う部署に相談支援包括化推進員を配置し、庁内連携体制の強化を図ります。	区	直営	管理課
相談支援包括化推進連絡会議の開催	相談支援包括化推進連絡会議を開催し、重層的支援体制整備事業の制度理解や、関係機関の関係づくりを促進します。	区	直営	管理課
重層的支援会議の開催 (支援プランの作成)	重層的支援会議を開催し、複雑化・複合化した課題に対する支援の方向性や支援機関の役割を整理するほか、支援プランの協議等を行います。	区/ 中央区社会福祉協議会	直営/委託	管理課

(2) 参加支援事業

【目的・概要】

参加支援事業は、これまで、既存の社会参加に向けた支援では対応できなかった個別性の高いニーズを有する本人・世帯に対し、地域の社会資源等を活用して、社会とのつながりづくりを行う事業です。

本区では、重層的支援会議において、参加支援事業が必要とされた方に対して、地域福祉コーディネーターが本人・世帯の課題等を丁寧に把握し、本人のニーズに沿った支援メニューの作成及びマッチングを行います。支援メニューの作成にあたっては、多様なニーズに対応できるよう、新たな社会資源に働きかけるほか、既存の社会資源の拡充を図ります。マッチング後は、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているか、適宜フォローアップを行います。

【実施体制】

事業名	実施主体	運営形態	所管課
地域福祉コーディネーター事業	中央区社会福祉協議会	委託	管理課

(3) 地域づくり事業

【目的・概要】

地域づくり事業は、各分野の既存事業が対象とする居場所を確保した上で、世代や属性を超えて交流できる場の確保を進めるほか、個別の活動や人のコーディネート、他分野がつながるプラットフォームの整備を行う事業です。

本区では、各分野における既存の地域づくり事業を継続して進めるとともに、世代や属性を問わず地域住民が交流できる居場所づくりや地域活動拠点の整備に取り組みます。また、福祉的な活動だけでなく、興味関心から地域におけるつながりが生まれるよう、従来、つながりの薄かった分野の取組とのマッチングなどの地域活動の支援を行います。あわせて、地域活動がさらに発展していけるよう、社会資源の開発や担い手と社会資源のつながりといったネットワークの構築等、地域活動や地域の社会資源が有効に機能するようにコーディネートを行います。

【実施体制】

対象分野	高齢者				
事業名	地域介護予防活動支援事業				
地域づくり事業・拠点名	高齢者通いの場支援事業	内容	一人暮らしや閉じこもりがちな高齢者が身近な地域で交流できるサロン「高齢者通いの場」の立ち上げ及び運営団体に対し、支援を行います。		
設置箇所数	18団体	運営形態	地域住民等による運営	所管課	高齢者福祉課
地域づくり事業・拠点名	退職後の生き方塾	内容	退職前後の年齢層を対象に、生き方のヒントや地域活動に参加するきっかけを提供するための講座を開催し、受講修了者による地域でのサークル活動やサロン運営などを通じた社会参加を支援します。		
設置箇所数	—	運営形態	直営	所管課	高齢者福祉課
地域づくり事業・拠点名	介護予防人材育成研修	内容	要支援者等を対象とした介護予防・日常生活総合事業の訪問型サービスのうち、区独自の緩和した人員基準による予防生活援助サービスの従事者に係る研修を実施しています。		
設置箇所数	—	運営形態	委託	所管課	介護保険課

対象分野	高齢者				
事業名	生活支援体制整備事業				
地域づくり事業・拠点名	生活支援コーディネーター事業	内容	高齢者の生活支援に関するニーズ把握に努め、地域活動団体の支援や担い手の養成などを行うほか、地域における支えあいの体制づくりを推進しています。		
設置箇所数	—	運営形態	委託	所管課	高齢者福祉課

対象分野	障害者				
事業名	地域活動支援センター事業				
地域づくり事業・拠点名	精神障害者地域活動支援センター(ポケット中央)	内容	精神疾患を持ち通院などを行っている方に対して、居場所・社会的な交流を行う場の提供、相談支援や必要なサービスの案内などを行います。		
設置箇所数	1か所	運営形態	委託	所管課	福祉センター
地域づくり事業・拠点名	機能回復訓練フォローアップ事業	内容	脳血管疾患の後遺症などにより身体障害が生じた方に対して、身体機能の維持・回復を図るとともに、家庭や地域社会の中で自立した生活を送れるよう支援を行っています。		
設置箇所数	1か所	運営形態	直営	所管課	福祉センター

対象分野	子ども				
事業名	地域子育て支援拠点事業				
地域づくり事業・拠点名	子育て交流サロン「あかちゃん天国」	内容	乳幼児とその保護者、妊娠中の方を対象に、子育てに関する様々な情報交換や交流の場を運営しています。		
設置箇所数	7か所	運営形態	直営/委託/指定管理	所管課	子ども家庭支援センター

対象分野	誰でも				
事業名	生活困窮者支援等のための地域づくり事業				
地域づくり事業・拠点名	地域福祉ワークショップ	内容	参加者同士の意見交換を通じ、地域住民が主体となり地域課題の解決に向けた方法について意見交換することで、横のつながりを深めると共に、支えあいの地域づくりを推進します。		
設置箇所数	—	運営形態	直営	所管課	管理課

対象分野	誰でも				
事業名	—				
地域づくり事業・拠点名	地域福祉コーディネーター事業	内容	多世代交流の取組及び住民による地域の居場所づくりを支援する「地域活動拠点」を活用しながら、地域の居場所の立ち上げ支援や、活動の継続に向けた支援を行います。		
設置箇所数	—	運営形態	委託	所管課	管理課

【重層的支援会議・支援会議等の実施方法】

重層的支援体制整備事業を効果的に実施するため、以下の会議体を設置し、支援機関の連携強化やネットワークづくりを行います。

	相談支援包括化 推進連絡会議	重層的支援会議	支援会議
会議開催 の目的	<ul style="list-style-type: none"> ○重層的支援体制整備事業に関する情報共有 ○相談支援包括化推進員を中心とした庁内連携の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○複雑化・複合化した課題の整理、支援機関の役割分担 ○課題解決に向けた支援プランの適切性の協議 ○支援プランの共有 ○支援プラン終結時の評価 ○社会資源の充足状況の把握、開発 	<ul style="list-style-type: none"> ○複雑化・複合化した課題を抱える地域住民等に対する支援を行うために必要な情報共有 ○地域生活課題を抱える地域住民が、地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制の検討 ◎会議の構成員に守秘義務を設けて開催
根拠法・ 根拠要綱	—	社会福祉法第106条の4 第2項第5号	社会福祉法第106条の6
対象者	—	複雑化・複合化した課題を抱える地域住民・世帯	
		【本人同意必要】	【本人同意不要】
開催頻度	年1回程度	月1回 (※案件がない場合は開催せず)	随時開催
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援包括化推進員 ・相談支援機関職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉総合相談窓口(仮称)職員 ・関係部署の相談支援包括化推進員、担当者 ・相談支援機関職員 	
所管課	管理課	管理課	管理課

5 連携体制及び評価・進行管理

(1) 庁内の連携体制

庁内の連携体制については、多機関協働事業において実施する相談支援包括化推進員の配置及び相談支援包括化推進連絡会議を通じて、重層的支援体制整備事業の理解促進、庁内連携体制の強化を図っていきます。

(2) 計画の評価及び進行管理

本実施計画の評価及び進行管理については、本実施計画に関わる各種事業の評価を中央区保健医療福祉計画 2020 の進捗状況の把握・評価の中で行うことから、中央区保健医療福祉計画 2020 の評価を以て本実施計画の評価とし、進行管理についても中央区保健医療福祉計画推進委員会の中で実施します。